

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（F I T）の導入以降、多くの太陽光発電設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

一方で、本制度の開始から13年が経過し、寿命を迎える大量の太陽光パネルの処理問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であり、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

国においては、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

記

1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進

廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。

2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化

廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルート確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。

3 地方自治体への支援拡充

地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うこ

とから、必要な財政的支援、人員配置、技術的助言など国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 22 日

多 治 見 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内閣総理大臣

経済産業大臣

環 境 大 臣 宛